

2018/09/19

「中間とりまとめ案」について

(一社)日本インターネットプロバイダー協会
副会長兼専務理事 立石 聡明

とまとめ案全般について

海賊版サイト対策の中で最も効果的なのは、著作権侵害を犯している犯人を逮捕することではないのでしょうか？ところが、タスクフォースが始まって以来、一度も犯人逮捕に向けた対策が検討されたことがないように思います。犯人逮捕に向けて、様々な情報開示や捜査協力が必要だと思いますが、それらについても検討されておらず、海賊版サイトに対する総合対策としては肝心なものが抜け落ちているとしか言いようがありません。犯人逮捕なくして海賊版サイト対策が出来るのでしょうか？

中間とりまとめ案は、どの章をとってもそれぞれの策が不完全であることを記述し、最後に「最終手段と考えられているブロッキング」をするべし、という流れの中で書かれていることに強い不信感を抱きます。インターネットのプロトコル(通信手順)が、どんどん通信を暗号化する方向で標準化されており、今後ますますネットワークで何かをすることが難しくなっている現状を踏まえて、ブロッキングという方法が近い将来殆ど出来なくなるということを再三申し上げております。が、それにもかかわらず、「最終手段はブロッキングである」と断定した上でとりまとめ案が作成されております。数年～5年もすればDoHなどの技術がブラウザに実装される可能性は非常に高く、ここで語られているブロッキングが役に立たなくなることは必至です。

また、著作権者である漫画家の意見が全くと言っていいほど反映されていないことにも違和感を感じます。一体誰の権利を守るためにこのタスクフォースは設置され、議論されているのでしょうか？漫画家の意見を聞く、あるいは委員として参加して下さる体制の整備こそが喫緊の課題ではないのでしょうか？

一方、4月に政府の犯罪対策閣僚会議で発表された「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」以降、ISPの現場では「違法行為を指示されるのではないか」という危機感とも悲壮感ともいえる空気が漂い、その状況は今も大きく変わっていません。その状況が変わらないままの状況で、海賊版サイト対策に協力しろというのはあまりにも酷だとは言えないでしょうか。我々ISPはユーザの通信を守るべく、細心の注意を払いながら、あらゆる方法で24時間365日運用しているにも関わらず、「DNSブロックによる通信の秘密の侵害ぐらいはいたしたことはない」と言われることは非常に遺憾であります。

次にとりまとめ案の各箇所における意見を記します。
(尚、訂正見え消しで頂いた「とりまとめ案」のページ番号を元に指し示してありますので修正が必要であることをご了承下さい。)

まずは、以下の5ヶ所について

P.38

「リーチサイト対策のみを以て海賊版サイトへの十全な対処とはならない可能性が大きいことに留意が必要である。」

P.50 最終パラグラフ

「海賊版サイト対策として検索結果からの削除・表示抑制のみで十分な効果を期待することができない場合があることにも留意が必要である。」

P.56 最終パラグラフ

「依然として海賊版サイトを根絶できていないのが現状である。」

P.57 最終パラグラフ

「広告出稿抑制は対策として機能しないことにも留意が必要である。」

P.61 最終パラグラフ

「海賊版サイトへの対策としてどの程度実効性があるか、という点については、著作権教育・意識啓発等他の対策の成果による社会的意識の醸成にもよることに留意する必要がある。」

上記5ヶ所を中心に、それぞれの対策が不完全であることを示唆し、結果としてブロッキングが必要であるという結論を導くための伏線です。よって表現あるいは構成を変えるか削除すべきだと考えます。

以下、その他とりまとめ案について、それぞれの箇所について意見を記します。

P.67 前半

「最終手段としてアクセス制限（ブロッキング）が必要な場合があり得る」とありますが、技術的にはブロッキングが最終的な手段にはなり得ないことを再三申し上げておりますが聞き入れられておりません。この部分については削除するか、技術的に最終手段ではないことを明記して頂きたいと思えます。

P.67 後半

「この点に関しては、少なくともインターネットのカジュアルユーザーについては、大多数が回避手段を講じてまで海賊版サイトを閲覧するとは考えられず、海賊版サイトの閲覧防止には一定の効果があるという反論があった。」とありますが、これに対して更に反論があり、「カジュアルに回避するアプリやハードウェア等は既にすでに複数あり、カジュアルに回避する環境は整いつつある」と追記願いたいと思います。

P.89 中程

「著作権者等が、可能な範囲で他の手段による対策に積極的に取り組んでいるにもかかわらず、対象サイトによる被害を止めることができない場合に限定すること」とあるが、取り組んでいればいいのではなく、実際にその手段を採用して手続きを行っていない場合ではないのでしょうか。よってそのような表現に修正する必要があると思われま

P.90 前半

「多数のユーザがそのような回避手段を使うことは考えづらく」と断定されているが、技術的にはソフト、ハード共に回避手段が複数存在し、またインターネットプロトコルの標準化もこのような事態に対応するよう暗号化による回避の方向で進められているため、近い将来は「回避されているのが普通」となる可能性が非常に高いことを明示して頂きたいと思

P.90 中段(7)の直前

「更に、技術が日々進歩していくことを考慮すると、アクセス制限（ブロッキング）の方法は特定せず、通信事業者側に選択の余地を与えることが適当である」とありますが、目的達成のための手段が相応であるかを ISP に委ねてしまうことに問題はないのでしょうか。また、この表現からもわかるように、やはりブロッキングが技術的に有効であることを前提としています。更に、もし技術的に有効な手段がない場合はどうすればいいのかという疑問が湧いてきます。よってこの件については整理した上で修文する必要があると思われま

P.93 後段

「したがって、アクセス制限（ブロッキング）の法制度整備を検討する場合には、各法益侵害ごとに立法事実の有無や要件の検討が行われるべきであり、著作権に関する本検討会における検討は、他の法益侵害に自動的に適用されるものではない。」と表現されていること自体が、著作権侵害によって他の法益侵害についても波及する可能性を示唆し認めています。著作権侵害によるブロッキングの法制化が他のものへ波及する可能性があることを明示し、そのことを認めた上で国民に問いかけるべきではないのでしょうか。よってそのような

意図が明確になるように文章を修正するか削除するようお願い致します。

P.94 前半

「著作権侵害の救済のためのアクセス制限（ブロッキング）請求権を規定するのであれば、ブロッキング請求権の法制化については著作権法において実施することを検討することが適当であると考えられる。」とありますが、大幅な論理の飛躍がないでしょうか。この一文は、単に著作権侵害対策が他の法益侵害に至らないようにという希望の元にならされているか、あるいは他への波及について言及されないよう予防的に書かれているとしか考えられません。ブロッキングという技術が作用する先は論理的に著作権だけに働くわけではないのですから、この理屈は通らないと思います。よってこの一部は削除すべきです。

P.97(別紙2)

全文に渡って「ブロッキングありき」の議論を正当化するために書かれている文章であり「総合的な政策」とは全く相容れないものですから、削除すべきであると考えます。

以上